

# あらいコミュニティスポーツ協議会会則

## 第 1 章　総　　則

- 第1条 本会は、あらいコミュニティスポーツ協議会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、NPO 法人スポーツクラブあらい（妙高市総合体育館内）に置く。

## 第 2 章　目的及び事業

- 第3条 本会は、市内の健康づくりスポーツ団体の連絡調整をはかり、生涯スポーツの健全なる普及と健康づくり意識の高揚に努める。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- 1 健康づくりスポーツ活動の機会提供と運営。
  - 2 地域単位の健康スポーツイベントの開催運営。
  - 3 地域団体等の育成。
  - 4 交流スポーツイベントの開催。
  - 5 スポーツ少年団の育成。
  - 6 加盟団体間の連絡調整。
  - 7 その他本会の目的達成のために必要と認めた事業。

## 第 3 章　組　　織

- 第5条 本会は地域健康スポーツ団体、スポーツ少年団をもって組織する。

## 第 4 章　役職員と任務

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- |      |     |       |     |      |     |
|------|-----|-------|-----|------|-----|
| 1.会長 | 1 名 | 2.副会長 | 若干名 | 3.理事 | 若干名 |
| 4.監事 | 2 名 | 5.幹事  | 若干名 |      |     |
- 第7条 会長、副会長、監事、及び NPO 法人スポーツクラブあらい理事は理事会で決定する。なお、役員の選考を円滑に行うため役員選考委員会を設置する。委員会は会長、副会長、4 名の理事代表委員で構成し、理事代表委員は会長が指名する。
- 役員選考委員会はあらかじめ各加盟団体から選出された役員候補者の中から適任者を理事会に推薦する。
- 第8条 理事は加盟団体の各会長並びにスポーツ少年団代表とする。
- ただし、理事が三役に選出された場合、関係する団体は新たな理事を選出することとする。
- 第9条 幹事は会長が委嘱する。
- 第10条 役員の職務は次のとおりとする
- 1、会長は、会務を統轄する。
  - 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

- 3、理事は会務を審議し、事業運営の任にあたる。
- 4、監事は会計の監査にあたる。
- 5、幹事は本会の事務を処理する。

第11条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

第12条 理事会は必要により随時開催することができる。

第13条 会議は会長が召集する。会議は会長が議長となり、理事の半数以上の出席によって成立し、会議の議決は多数決で決め、可否同数のときは議長が決める。

## 第6章 会計

第14条 本会の経費は次のものをもってあてる。

1. 事業収入
2. 補助金・交付金
3. その他

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 付則

第16条 この会則は平成10年4月1日から施行する。

第17条 この会則の施行に必要な細則は別に定める。

平成15年6月3日一部改正  
平成16年3月27日一部改正  
平成17年4月1日一部改正  
平成20年3月25日一部改正  
平成26年3月20日一部改正